

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【法人用】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」（人格のない社団等を除く。）及び「登録番号」が公表されます。

※ 人格のない社団等で「本店又は主たる事務所の所在地」の公表を希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出する必要があります。

第1-(3)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	(フリガナ) トウキョウト〇〇ク△△ ロ-□	〒 XXX - XXXX
住所又は居所 (個人事業者の場合) (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	東京都〇〇区△△ □-□	(法人の場合のみ公表されます) 〇 (電話番号) 03 - XXX -
納税地 注: 税務署所在地ではありません	東京都〇〇区△△ □-□	(電話番号) -)
(フリガナ) カブシキガイシャ コクゼイショウジ	氏名	注: 屋号ではありません
(個人事業者の場合) (法人の場合) 名称	株式会社 国税商事	
(フリガナ) コクゼイ タロウ	代表者氏名	
(法人の場合) 代表者氏名	国税 太郎	
法人番号	XXXXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX	

【公表事項】

登記情報を記載してください。

※ 登記情報は、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

法人番号が指定されている場合は、必ず記載してください。

※ 法人番号は、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

初葉「事業者区分」、次葉「免税事業者の確認」欄の記載について判断できない場合は、「[登録申請書の書き方フローチャート](#)」に判定フローがありますのでご利用ください。

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、こちらに☑を記載してください。

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする法人以外の法人で、資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（消費税法上の「新設法人」をいいます。）、特定新規設立法人又は「消費税課税事業者選択届出書」の提出により、課税期間の初日から課税事業者に該当する場合は、こちらに☑を記載してください。

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする法人以外の法人で、上記の新設法人に該当しない法人、特定新規設立法人に該当しない法人又は「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税期間の初日から課税事業者に該当しない場合は、こちらに☑を記載してください。

課税事業者	☐	次葉のBへ
免税事業者	☐	次葉のAへ
新規開業等した事業者	☐	
事業者区分	いいえ	はい
事業者区分	2年前又は2事業年前の課税売上高が、 ・1千万円超：課税事業者 ・1千万円以下：免税事業者 新規開業等した事業者は、 資本金が1千万円以上の法人 や消費税課税事業者選択届出書 を提出している場合等を除き 免税事業者に該当します。	
事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	☐	右の☐枠内を記載し次葉のBへ
事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者	☐	
事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者	☐	
※ 課税期間の初日、令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、同年10月1日となります。		
税理士署名		
整理番号	部門番号	申請年月日
入力処理	年 月 日	年 月 日
番号確認	身元確認	済 ☐ 未済 ☐
個人番号カード	確認	済 ☐ 未済 ☐

【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の「登録要件の確認」欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例

【法人用】

初葉の「事業者区分」欄で、「**免税事業者**」又は、**新規開業等した法人等で「事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者**」を選択した方は、「免税事業者の確認」欄のいずれかにチェックを入れてください。

記載の○免税事業者：A欄→B欄→C欄の順に記載
 順序○課税事業者：B欄・C欄のみ記載（A欄は記載不要）

該当する事業者の区分に応じ、にレ印を付し記載してください

A

a 次のとおり以外で例えば**免税事業者である課税期間中の課税期間中に登録を受けようとする事業者**（登録開始日から納税義務の発生から起算して15日前の日まで）に該当する事業者（登録希望日欄の記載をお忘れなく）
 ※ 以下の枠内を記載し（登録希望日欄の記載をお忘れなく）

個人番号			
事業内容等	(個人事業者の場合) 生年月日	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成	
	(法人の場合) 設立年月日	年 月	
	事業内容		

b 翌課税期間が課税事業者で、その翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録を受けようとする事業者（申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日まで）に該当する事業者 ※ 次はB欄①の質問へ

c 翌課税期間が課税事業者で、申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録を受けようとする事業者（この場合、翌課税期間の途中から登録を受けることとなります。） ※ 次はB欄①の質問へ

登録希望日（課税期間の初日を希望する場合があります。）から登録を受けようとする場合は、こちらにを記載の上、事業内容や登録希望日などを記載してください。
 ※ 個人番号の記載は不要です。

登録を受けようとする課税期間が納税義務の免除の適用を受けられないこととなる課税期間（消費税課税事業者（選択）届出書を提出し課税事業者となる課税期間をいいます。以下同じです。）で、その初日から登録を受けようとする場合は、こちらにを記載してください（登録を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日まで申請書を提出する必要があります。）。

登録を受けようとする課税期間が納税義務の免除の適用を受けられないこととなる課税期間である場合（登録を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請書を提出できなかった方）は、こちらにを記載してください。

B

① 課税事業者です（登録を受けると、消費税の申告が必要になります）。
 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、登録を受けると課税事業者となるため、「はい」を選択してください。

はい いいえ

② 納税管理人を定める必要のない事業者です。
 (国内に住所や本店等を有し、かつ、今後も有する場合は「はい」にレ印を付して、次の質問③へ。「いいえ」の場合は、次の質問②'にも答えてください。)

はい いいえ

②' 納税管理人の届出をしています。
 はい いいえ

③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
 (加算税や延滞税は「罰金」ではありません。「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

はい いいえ

③' その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。
 はい いいえ

免税事業者の方も適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合に「はい」にを記載してください。

国内に本店又は主たる事務所を有している法人は、納税管理人を定める必要がないため、「はい」にを記載してください。

C

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。
 (「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。)

適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署 税務署

被相続人

死亡年月日	令和 年 月 日
(フリガナ)	(フリガナ)
納税地	(フリガナ)
(フリガナ)	(フリガナ)
氏名	
登録番号	T

罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、「はい」にを記載してください。
 (注) 「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(※)について記載してください。
 ※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者となった場合でも、適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。